

○火薬類の容器包装の基準を定める告示

(平成十年三月二十六日)

(通商産業省告示第百四十九号)

改正 平成一三年 三月二三日 経済産業省告示第一九三号
同 一五年 三月二〇日 同 第六六号
令和 元年 七月 一日 同 第四六号
同 六年六月二八日 同 第九五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二十号の規定に基づき、火薬類の容器包装の基準を定める告示を次のように定めたので、告示する。

火薬類の容器包装の基準を定める告示

(定義)

第一条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 容器包装 容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料
- 二 組合せ容器 一以上の内装容器を外装容器に収納したもの（中間包装を含む。）
- 三 複合容器 火薬類を収納するための容器を外装容器の内部に取り付けたものであって、製造された後は一体として取り扱われるもの
- 四 外装容器 火薬類を収納するための容器包装を保護するための吸収材、緩衝材等の構成材料を含む保護外装
- 五 内装容器 火薬類を収納するための容器包装であって、運搬等の取扱いのために外装容器を必要とするもの
- 六 中間包装 内装容器と外装容器との間の容器包装
- 七 フレキシブル中型容器 荷役用具（つり索、輪、環若しくは枠又はこれらを組み合わせたものをいう。）を備えたフィルム、織布その他の柔軟な素材又はこれらを組み合わせたものからなる容器
- 八 ライナー フレキシブル中型容器に挿入された筒又は袋であって、本体の主要部分を構成しないもの（ライナー自体の開口部の閉鎖具を含む。）
- 九 許容質量 容器包装に収納することができる火薬類の質量（組合せ容器にあつては内装容器の質量を含む。）

(平一三経産告一九三・一部改正)

(容器包装の技術上の基準)

第二条 火薬類を容器包装（フレキシブル中型容器を除く。）に収納する場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類は、別表の火薬類の種類及び品名の欄に掲げる分類に応じ、それぞれ同表の容器包装方法の欄に掲げる方法により収納しなければならない。
- 二 容器包装は、収納する日から起算して五年以内に行つた日本産業規格K四八二九（一九九八）に規定される試験に合格した容器包装と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 容器包装は、火薬類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを確認したものであること。
- 四 容器包装は、運搬その他の通常取扱いによって生じる振動又は温度、湿度若しくは圧力の変化による内容物の漏えいが起こらないものであること。
- 五 容器包装は、火薬類と接触する部分が、当該火薬類と化学作用を起こさないものであることとし、金属製の容器包装にあつては、内張り又はコーティングを施すこと。
- 六 水溶性の火薬類を収納する容器包装は、防水性を有するものであること。
- 七 湿性化又は希釈された火薬類を収納する容器包装は、濃度変化を起こさない密閉構造のものであること。
- 八 継ぎ目のある金属製の容器包装は、その隙間に火薬類が侵入しない構造のものであること。
- 九 プラスチック製の容器包装は、静電気が発生又は蓄積しない構造のものであること。
- 十 外装容器は、釘、ステーブルその他の止め具であつて保護被覆されていない金属製のものが、内側に貫通しない構造のものであること。ただし、当該止め具と火薬類とが接触しない構造の内

装容器を用いる場合にあっては、この限りでない。

十一 外装容器は、さん、とっ手又はすべり止めを付ける等運搬に便利かつ安全な措置を講じたものであること。

十二 内装容器は、運搬その他の通常の取扱いによって損傷又は緩みが生じない方法で外装容器に収納されているものであること。

(平一三経産告一九三・令元経産告四六・一部改正)

(ドラムの技術上の基準)

第三条 ドラムを外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 天板取外し式鋼製ドラム

イ 胴板及びチャイムの接合部は、巻締め又は溶接したものであること。

ロ 容量が六十リットルを超える場合にあっては、胴板に二個以上の輪帯を設けたものであること。ただし、組立て型の輪帯を設ける場合にあっては、輪帯が移動しないよう点溶接以外の方法で胴板に緊密に固定したものであること。

ハ 閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであることとし、閉鎖具がねじの場合にあっては、ねじ部に火薬類が侵入しない構造のものであること。

ニ 許容質量は、百キログラムとする。

二 天板取外し式アルミニウムドラム

イ 胴板及び天地板は、純度九十九パーセント以上のアルミニウム又はアルミニウム合金を用いたものであること。

ロ 胴板及びチャイムの接合部は溶接し、チャイムの接合部がある場合にあっては、強化用くつ輪を設けたものであること。

ハ 容量が六十リットルを超える場合にあっては、胴板に二個以上の輪帯を設けたものであること。ただし、組立て型の輪帯を設ける場合にあっては、輪帯が移動しないよう点溶接以外の方法で胴板に緊密に固定したものであること。

ニ 閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであることとし、閉鎖具がねじの場合にあっては、ねじ部に火薬類が侵入しない構造のものであること。

ホ 許容質量は、百キログラムとする。

三 合板ドラム

イ 胴板は、二層以上の合板を使用し、木目方向を直交させ、耐水性接着剤を用いて接着したものであること。

ロ 天地板は、三層以上の合板又はこれと同等以上の強度を有する板を使用したものであることとし、合板を使用する場合にあっては、木目方向を直交させ、耐水性接着剤を用いて接着したものであること。

ハ 粉末の火薬類を収納する場合にあっては、クラフト紙又はこれと同等以上の粉末不漏機能を有する材料を用いた内張りを天地板に固定し、かつ、外周方向に張り出しを設けたものであること。

ニ 許容質量は、五十キログラムとする。

四 ファイバドラム

イ 胴板は、重質紙又は硬質ファイバ板を強固に接着し、又は積層成型したものであること。

ロ 天地板は、天然木材、硬質ファイバ板、金属、合板、プラスチック等を用いたものであること。

ハ 運搬その他の通常の取扱いにおいて、剥離を生じない十分な耐水性を有するものであること。

ニ 許容質量は、三十キログラムとする。

五 天板取外し式プラスチックドラム

イ 製造日から五年間以上経過していないものであること。

ロ 紫外線からの保護が必要な場合にあっては、内容物と化学作用を起こすおそれがなく、かつ、遮光機能を有するカーボンブラックその他の顔料又は遮光剤を添加したものであること。

ハ 閉鎖具は、運搬その他の通常の手扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ニ 許容質量は、百キログラムとする。

(ジェリカンの技術上の基準)

第四条 ジェリカンを外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 天板取外し式鋼製ジェリカン

イ 胴板及びチャイムの接合部は、巻締め又は溶接したものであること。

ロ 閉鎖具は、運搬その他の通常の手扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ハ 許容質量は、三十キログラムとする。

二 天板取外し式プラスチックジェリカン

イ 製造日から五年間以上経過していないものであること。

ロ 紫外線からの保護が必要な場合にあつては、内容物と化学作用を起こすおそれがなく、かつ、遮光機能を有するカーボンブラックその他の顔料又は遮光剤を添加したものであること。

ハ 閉鎖具は、運搬その他の通常の手扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ニ 許容質量は、三十キログラムとする。

(箱の技術上の基準)

第五条 箱を外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 鋼製箱又はアルミニウム箱

イ 閉鎖具は、運搬その他の通常の手扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持できるものであること。

ロ 許容質量は、百キログラムとする。

二 普通型天然木材箱又は粉末不漏型天然木材箱

イ 天板は、ハードボード、パーティクルボードその他の十分な耐水性を有する再生木材を用いることができる。

ロ 普通型天然木材箱の部材を接合する場合にあつては、桁目継ぎ以外の接合方法を用いたものであることとし、接合部に高い応力が加わる場合にあつては、クリンチ、環状釘その他の締付け具を用いたものであること。

ハ 粉末不漏型天然木材箱は、部材に一枚板又はリングマン継ぎ、さねはぎ継ぎ、相互はぎ継ぎ若しくは継目ごとに二個以上の金属製波釘を打ち込んだ突き合わせ継ぎであつて、接着剤を用いた接合方法により接合されている板を用いたものであること。

ニ 許容質量は、七十キログラムとする。

三 合板箱

イ ロータリーカット単板、薄切り単板又は鋸引き単板からなる三層以上の合板を使用し、耐水性接着剤を用いて接着したものであること。

ロ 許容質量は、五十キログラムとする。

四 再生木材箱

イ ハードボード、パーティクルボードその他の十分な耐水性を有する再生木材を用いたものであること。

ロ 許容質量は、五十キログラムとする。

五 ファイバ板箱

イ 硬質ファイバ板又は単層若しくは多層の両面段ボールを用いたものであること。

ロ 両面段ボールの中芯は、ライナーに強固に貼り合わせたものであること。

ハ つま面は、木材その他の材料又は補強さんを用いることができる。

ニ 組立時に割れ目、破れ又は過度の曲がりを生じないようなけい線又はスロットを施したものであること。

ホ 接合部は、テープによる突き合わせ接合又は接着剤若しくはステープルによる十分な継ぎしを設けた重ね接合を用いたものであること。

ヘ 箱の封かんに接着剤又はテープを使用する場合にあつては、耐水性を有するものを用いたも

のであること。

ト 外表面は、日本産業規格P八一四〇（一九九八）に規定されるコップ法により三十分後の質量増加が一平方メートル当たり百五十五グラム以下の耐水性を有するものであること。

チ 許容質量は、三十キログラムとする。

六 発泡プラスチック箱

イ 発泡成型による上部及び下部の二部からなり、下部には内装容器をはめ込むための凹部を設け、上部と下部はかみ合うものであること。

ロ 上部及び下部は、内装容器が密に嵌合し、かつ、内装容器の閉鎖具が上部の内面と接触しない構造のものであること。

ハ プラスチックと化学作用を起こすおそれがなく、かつ、十分な引張り強さを有するテープ又は閉鎖具を用いて封かんしたものであること。

ニ 許容質量は、五十キログラムとする。

七 硬質プラスチック箱

イ 紫外線からの保護が必要な場合にあつては、内容物と化学作用を起こすおそれがなく、かつ、遮光機能を有するカーボンブラックその他の顔料又は遮光剤を添加したものであること。

ロ プラスチックと化学作用を起こすおそれがなく、かつ、十分な引張りの強さを有するテープ又は閉鎖具を用いて封かんしたものであること。

ハ 許容質量は、五十キログラムとする。

（令元経産告四六・一部改正）

（袋の技術上の基準）

第六条 袋を外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 内張り付きでない樹脂クロス袋、粉末不漏性の樹脂クロス袋又は防水性の樹脂クロス袋

イ ミシン縫い又はこれと同等以上の強度を有する縫合方法を用いたものであること。

ロ 粉末不漏性樹脂クロス袋は、内面に紙若しくはプラスチックフィルムを貼り付け、又は紙若しくはプラスチック製の内袋を設ける等の方法を用いた粉末不漏機能を有するものであること。

ハ 防水性樹脂クロス袋は、内面若しくは外面にプラスチックフィルムを貼り付け、又は紙製の内袋若しくはプラスチック製の内張りを設ける等の方法を用いた防水性を有するものであること。

ニ 許容質量は、三十キログラムとする。

二 プラスチックフィルム袋

イ 接合部及び閉鎖部は、運搬その他の通常の取扱いによって生じる圧力及び衝撃に耐えるものであること。

ロ 許容質量は、三十キログラムとする。

三 粉末不漏性の織布袋又は防水性の織布袋

イ 粉末不漏性の織布袋は、内面に紙若しくはプラスチックフィルムを貼り付け、又は紙若しくはプラスチック製の内張りを設ける等の方法を用いた粉末不漏機能を有するものであること。

ロ 防水性の織布袋は、内面にプラスチックフィルムを貼り付け、又は紙製の内袋若しくはプラスチック製の内張りを設ける等の方法を用いた防水性を有するものであること。

ハ 許容質量は、三十キログラムとする。

四 多層で防水性の紙袋

イ 三層以上の紙を用いたものであること。

ロ 三層の袋の場合にあつては、最も外側の層を防水性を有する層とし、四層以上の袋の場合にあつては、外側から二層のうちいずれかの層を防水性を有する層とし、又はその二層の間にバリア材を挿入したものであること。

ハ 水分と反応して危険となるおそれがある火薬類又は湿性化された火薬類を収納する場合にあつては、最も内側の層を二重タークルラフト紙、プラスチック塗装紙その他の防水性を有する層とし、内面にプラスチックフィルムを貼り付け、又はプラスチック製の内張りを設ける等の方法を用いた防水性を有するものであること。

ニ 接合部及び閉鎖部は、防水性を有するものであること。ただし、最も外側の層を防水性を有

する層とし、最も内側の層を耐油性を有する層とした五層以上の袋であって、硝安油剤爆薬の外装容器として用いるものにあつては、この限りでない。

ホ 許容質量は、三十キログラムとする。

(複合容器の技術上の基準)

第七条 複合容器の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 外装容器が、鋼製ドラムの場合にあつては第三条第一号イからハまでの基準に、アルミニウムドラムの場合にあつては第三条第二号イからニまでの基準に、プラスチック箱の場合にあつては第五条第七号イ及びロの基準に適合すること。

二 外装容器は、内容物が内面に密に嵌合し、内容物を摩損するような突起物がない構造のものであること。

三 内容物の閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

四 許容質量は、七十五キログラムとする。

(フレキシブル中型容器の技術上の基準)

第八条 火薬類をフレキシブル中型容器に収納する場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二条第一号、第三号から第七号まで、第九号及び第十号の基準に適合すること。

二 火薬類を収納する日から過去五年以内に行った日本産業規格K四八三〇（一九九九）「硝安油剤爆薬のフレキシブル中型容器性能試験方法」による型式試験に合格した容器と同等以上の性能を有するものであること。

三 枠を備えたフレキシブル中型容器は、当該容器本体（附属品を含む。）が枠との接触又は摩擦により損傷を受けるおそれがなく、かつ、常に枠内に保持された構造のものであること。

四 本体の材質は、樹脂クロス、織布又は紙を用いること。

五 多層で防水性の紙袋であるフレキシブル中型容器の素材は、二十四時間以上完全に水に浸した後であっても、相対湿度六十七パーセント以下の平衡状態におかれた素材の材料試験において計測された張力の八十五パーセント以上が保持されたものであること。

六 縫い目が縫合、熱封、接着又はこれらの方法と同等の方法で接合され、かつ、すべての縫い目の端が固着されたものであること。

七 用途に応じて、紫外線の放射、気象条件又は内容物による劣化に十分に耐えるものであること。

八 紫外線からの保護が必要な樹脂クロス袋であるフレキシブル中型容器は、内容物と化学反応を生じるおそれがなく、かつ、遮光機能を有するカーボンブラックその他の顔料又は遮光剤を添加した樹脂を使用すること。

九 充てん時の高さは、幅の二倍以下であること。

十 許容質量は、千キログラムであること。

(平一三経産告一九三・追加、令元経産告四六・一部改正)

(表示)

第九条 容器包装に収納された火薬類が、別表の火薬類の種類及び品名の欄に掲げる分類に応じ、それぞれ同表の危険区分及び隔離区分の欄に定める状態である場合にあつては、容器包装の外表面に別表の品名の欄に掲げる品名、UNの文字、同表の国連番号の欄に掲げる番号及び様式による標札を表示することができる。ただし、容器包装に収納された火薬類の危険区分が一・四であつて、かつ、隔離区分がSの状態である場合にあつては、標札に代えて一・四Sの文字を表示することができる。

2 フレキシブル中型容器には、見やすい箇所に容易に消えない方法で積重ね試験荷重（積重ねないように設計されているフレキシブル中型容器にあつては、0）及び最大許容荷重を表示しなければならない。

(平一三経産告一九三・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二三日経済産業省告示第一九三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二〇日経済産業省告示第六六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表（第2条、第8条、第9条関係）

（平13経産告193・平15経産告66・令元経産告46・一部改正）

火薬類の種類	品名	国連番号	危険区分	隔離区分	容器包装方法	
一 火薬	イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬	黒色火薬（粒状又は粉状のもの）	0027	1.1	D	EP13
		黒色火薬（圧さくしたのもの又はペレット状のもの）	0028	1.1	D	EP13
		閃光剤	0305	1.3	G	EP13
		推進薬（固体）	0499	1.3	C	EP14 (b)
		爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0477	1.3	C	EP01
			0478	1.3	G	
			0479	1.4	C	
			0480	1.4	D	
			0485	1.4	G	
		0481	1.4	S		
	爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0190			EP01	
	ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬	無煙火薬	0160	1.1	C	EP14 (b)
			0161	1.3	C	
		パウダーケーキ（25質量%以上の水で湿性化したもの） [パウダーペースト]	0159	1.3	C	EP11
		パウダーケーキ（17質量%以上のアルコールで湿性化したもの） [パウダーペースト]	0433	1.1	C	EP11
		ニトロセルロース（18質量%以上の可塑剤で可塑化したもの）	0343	1.3	C	EP11
		推進薬（固体）	0498	1.1	C	EP14 (b)
0499			1.3	C		
爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）		0477	1.3	C	EP01	
		0479	1.4	C		
		0481	1.4	S		
爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0190			EP01		
ハ その他イ又はロに掲げる火薬類と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬	芳香族ニトロ化合物の金属塩類（爆発性を有するもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	0132	1.3	C	EP14 (b)	
	推進薬（固体）	0498	1.1	C	EP14 (b)	
		0499	1.3	C		
	推進薬（液体）	0497	1.1	C	EP15	
		0495	1.3	C		
	爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0477	1.3	C	EP01	
0479		1.4	C			

			0 4 8 1	1.4	S	
		爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0 1 9 0			EP 0 1
二 爆薬	イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬	雷こう（20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性化したもの）	0 1 3 5	1.1	A	EP 1 0 (a) 又は EP 1 0 (b)
		アジ化鉛（20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性化したもの）	0 1 2 9	1.1	A	EP 1 0 (a) 又は EP 1 0 (b)
		ジアゾジニトロフェノール（40質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性化したもの）	0 0 7 4	1.1	A	EP 1 0 (a) 又は EP 1 0 (b)
		グアニルニトロサミノグアニルテトラセン（30質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性化したもの） [テトラセン]	0 1 1 4	1.1	A	EP 1 0 (a) 又は EP 1 0 (b)
		スチフニン酸鉛（20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性化したもの） [トリニトロレゾルシン鉛]	0 1 3 0	1.1	A	EP 1 0 (a) 又は EP 1 0 (b)
		爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0 4 7 3	1.1	A	EP 0 1
	ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	閃光剤	0 0 9 4	1.1	G	EP 1 3
		爆破薬B	0 0 8 2	1.1	D	EP 1 6
			0 3 3 1	1.5	D	EP 1 6 又は EP 1 7
		爆破薬C	0 0 8 3	1.1	D	EP 1 6
		爆破薬E	0 2 4 1	1.1	D	EP 1 6
			0 3 3 2	1.5	D	
		爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0 4 7 5	1.1	D	EP 0 1
			0 4 8 2	1.5	D	
		爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0 1 9 0			EP 0 1
	ハ ニトログリセリン、ニトログリセリン及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル	ニトログリセリン（40質量%以上の不揮発性で水に溶り可なり及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル）	0 1 4 3	1.1	D	EP 1 5
		ニトログリセリンのアルコール溶液（濃度が1質量%を超え10質量%以下のアルコール溶液）	0 1 4 4	1.1	D	EP 1 5
		六硝酸マンニトール（40質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性化したもの） [ニトロマンニット]	0 1 3 3	1.1	D	EP 1 2 (a)

	四硝酸ペンタエリスリット (25質量%以上の水で湿性化したもの又は15質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの) [ペンタエリスリットテトラナイトレート、ペンスリット又はPETN]	0150	1.1	D	EP12 (a) 又は EP12 (b)
	四硝酸ペンタエリスリット (7質量%以上のワックスを含有するもの) [ペンタエリスリットテトラナイトレート、ペンスリット又はPETN]	0411	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
	ニトロセルロース (乾性のもの又は25質量%未満の水又はアルコールで湿性化したもの)	0340	1.1	D	EP12 (a) 又は EP12 (b)
	ニトロセルロース (改質されないもの又は18質量%未満の可塑剤で可塑化したもの)	0341	1.1	D	EP12 (b)
	硝酸でん粉 (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性化したもの)	0146	1.1	D	EP12
	ジエチレングリコールジナイトレート (25質量%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの)	0075	1.1	D	EP15
	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	0475	1.1	D	EP01
		0482	1.5	D	
	爆発物試料 (起爆薬以外のもの)	0190			EP01
ニ	ダイナマイト	0081	1.1	D	EP16
	その他の硝酸エステルを主とする爆薬	0084	1.1	D	EP16
		0475	1.1	D	EP01
		0482	1.5	D	
		0190			EP01
ホ	爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、	0214	1.1	D	EP12
		0209	1.1	D	EP12
		0154	1.1	D	EP12
		0155	1.1	D	EP12 (b) 又は

トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬					EP 1 2 (c)
	トリニトロフェニルメチルニトラミン [テトリル]	0 2 0 8	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	トリニトロアニソール	0 2 1 3	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	ヘキサニトロジフェニルアミン [ジピクリルアミン又はヘキシル]	0 0 7 9	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	トリメチレントリニトロアミン (15質量%以上の水で湿性化したもの) [シクロナイト、ヘキソゲン又はRDX]	0 0 7 2	1.1	D	EP 1 2 (a)
	トリメチレントリニトロアミン (鈍性化したもの) [シクロナイト、ヘキソゲン又はRDX]	0 4 8 3	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	テトラメチレンテトラニトロアミン (15質量%以上の水で湿性化したもの) [HMX又はオクトーゲン]	0 2 2 6	1.1	D	EP 1 2 (a)
	テトラメチレンテトラニトロアミン (鈍性化したもの) [HMX又はオクトーゲン]	0 4 8 4	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	トリニトロレゾルシノール (20質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性化したもの) [スチフニン酸]	0 3 9 4	1.1	D	EP 1 2 (a)
	トリニトロレゾルシノール (乾性のもの又は20質量%未満の水若しくはアルコールと水の混合物で湿性化したもの) [スチフニン酸]	0 2 1 9	1.1	D	EP 1 2
	トリメチレントリニトロアミン [シクロナイト、ヘキソゲン又はRDX] とテトラメチレンテトラニトロアミン [HMX又はオクトーゲン] の混合物 (15質量%以上の水で湿性化したもの又は10質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの)	0 3 9 1	1.1	D	EP 1 2 (a) 又は EP 1 2 (b)
ピクリン酸アンモニウム (乾	0 0 0 4	1.1	D	EP 1 2	

性のもの又は10質量%未満の水で湿性化したもの)				
ヘキソライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性化したもの) [ヘキソトル]	0118	1.1	D	EP12
ペントライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性化したもの)	0151	1.1	D	EP12
トリニトロ安息香酸 (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性化したもの)	0215	1.1	D	EP12
オクトライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性化したもの) [オクトール]	0266	1.1	D	EP12
硫化ジピクリル (乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性化したもの)	0401	1.1	D	EP12
ヘキソトナール	0393	1.1	D	EP12 (b)
トリニトロアニリン [ピクラマイド]	0153	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
テトラニトロアニリン	0207	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロメタクレゾール	0216	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロナフタレン	0217	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロフェネトール	0218	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロベンゼンスルホン酸	0386	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロフルオレノン	0387	1.1	D	EP12 (b) 又は EP12 (c)
トリニトロトルエン [TNT]	0388	1.1	D	EP12

	とトリニトロベンゼンの混合物又はトリニトロトルエン〔TNT〕とヘキサニトロスチルベンの混合物				(b) 又は EP 1 2 (c)
	トリニトロベンゼンとヘキサニトロスチルベンを含有するトリニトロトルエン〔TNT〕の混合物	0 3 8 9	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	トリトナール	0 3 9 0	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	ヘキサニトロスチルベン	0 3 9 2	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	オクトナール	0 4 9 6	1.1	D	EP 1 2 (b) 又は EP 1 2 (c)
	爆破薬B	0 0 8 2	1.1	D	EP 1 6
		0 3 3 1	1.5	D	
	爆破薬D	0 0 8 4	1.1	D	EP 1 6
	PBXさく薬	0 4 5 7	1.1	D	EP 3 0
		0 4 5 8	1.2	D	
		0 4 5 9	1.4	D	
		0 4 6 0	1.4	S	
	爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0 4 7 5	1.1	D	EP 0 1
		0 4 8 2	1.5	D	
	爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0 1 9 0			EP 0 1
へ その他イからホまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬	硝酸尿素（乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性化したもの）	0 2 2 0	1.1	D	EP 1 2
	爆発物質（他に品名が明示されているものを除く。）	0 4 7 4	1.1	C	EP 0 1
		0 4 7 5	1.1	D	
		0 4 7 6	1.1	G	
		0 3 5 7	1.1	L	
		0 3 5 8	1.2	L	
		0 4 7 7	1.3	C	
		0 4 7 8	1.3	G	
		0 3 5 9	1.3	L	
		0 4 7 9	1.4	C	
		0 4 8 0	1.4	D	
		0 4 8 5	1.4	G	
		0 4 8 1	1.4	S	
		0 4 8 2	1.5	D	
		爆発物試料（起爆薬以外のもの）	0 1 9 0		

三 火工 品	イ 工業雷管、電 気雷管、銃用雷 管及び信号雷管	の)					
		工業雷管（爆破用で、電気式 でないもの）	0 0 2 9	1.1	B	EP 3 1	
			0 2 6 7	1.4	B		
			0 4 5 5	1.4	S		
		電気雷管（爆破用のもの）	0 0 3 0	1.1	B	EP 3 1	
			0 2 5 5	1.4	B		
			0 4 5 6	1.4	S		
		火管雷管	0 3 7 7	1.1	B	EP 3 3	
			0 3 7 8	1.4	B		
			0 0 4 4	1.4	S		
		信号雷管（鉄道用のもの）	0 1 9 2	1.1	G	EP 3 5	
			0 4 9 2	1.3	G		
		0 4 9 3	1.4	G			
		0 1 9 3	1.4	S			
	ロ 実包及び空包	無火薬弾丸付き砲用完成弾又 は小火器用弾薬	0 4 1 7	1.3	C	EP 3 0	
			0 3 3 9	1.4	C		
			0 0 1 2	1.4	S		
		砲用空包又は小火器用空包	0 3 2 7	1.3	C	EP 3 0	
			0 3 3 8	1.4	C		
			0 0 1 4	1.4	S		
	作動薬包	0 3 2 3	1.4	S	EP 3 4		
	ハ 信管及び火管	信管（起爆用のもの）	0 1 0 6	1.1	B	EP 4 1	
			0 4 0 8	1.1	D		
			0 1 0 7	1.2	B		
			0 4 0 9	1.2	D		
			0 2 5 7	1.4	B		
			0 4 1 0	1.4	D		
			0 3 6 7	1.4	S		
		信管（点火用のもの）	0 3 1 6	1.3	G	EP 4 1	
			0 3 1 7	1.4	G		
			0 3 6 8	1.4	S		
		火管	0 3 1 9	1.3	G	EP 3 3	
			0 3 2 0	1.4	G		
			0 3 7 6	1.4	S		
		ニ 導爆線、導火 線及び電気導火 線	導爆線（柔軟性のもの）	0 0 6 5	1.1	D	EP 3 9
				0 2 8 9	1.4	D	
			導爆線（金属被覆したもの）	0 2 9 0	1.1	D	EP 3 9
				0 1 0 2	1.2	D	
			導爆線（金属被覆したもので、 効果が穏やかなもの）	0 1 0 4	1.4	D	EP 3 9
	導火线		0 1 0 5	1.4	S	EP 4 0	
	点火コード		0 0 6 6	1.4	G	EP 4 0	
	速火线	0 1 0 1	1.3	G	EP 4 0		
ホ 信号焰管及び 信号火せん	信号具（携帯用のもの）	0 1 9 1	1.4	G	EP 3 5		
		0 3 7 3	1.4	S			
	遭難信号筒（船舶用のもの）	0 1 9 4	1.1	G	EP 3 5		
		0 1 9 5	1.3	G			

へ 煙火その他前 二号に掲げる火 薬又は爆薬を使 用した火工品	地上用信号炎管	0 4 1 8	1.1	G	EP 3 5	
		0 4 1 9	1.2	G		
		0 0 9 2	1.3	G		
		航空機用信号炎管	0 4 2 0	1.1	G	EP 3 5
		0 4 2 1	1.2	G		
		0 0 9 3	1.3	G		
		0 4 0 3	1.4	G		
		0 4 0 4	1.4	S		
		煙火	0 3 3 3	1.1	G	EP 3 5
			0 3 3 4	1.2	G	
			0 3 3 5	1.3	G	
			0 3 3 6	1.4	G	
			0 3 3 7	1.4	S	
		ロケット（投索用のもの）	0 2 3 8	1.2	G	EP 3 0
			0 2 4 0	1.3	G	
			0 4 5 3	1.4	G	
		起爆装置（爆破用で、電気式 でないもの）	0 3 6 0	1.1	B	EP 3 1
			0 3 6 1	1.4	B	
			0 5 0 0	1.4	S	
		ケーブル切断具	0 0 7 0	1.4	S	EP 3 4
		油井用破碎装置（雷管付きで ないもの）	0 0 9 9	1.1	D	EP 3 4
		作動装置	0 1 7 3	1.4	S	EP 3 4
		爆発リベット	0 1 7 4	1.4	S	EP 3 4
		油井用薬包	0 2 7 7	1.3	C	EP 3 4
			0 2 7 8	1.4	C	
		作動薬包	0 3 8 1	1.2	C	EP 3 4
			0 2 7 5	1.3	C	
			0 2 7 6	1.4	C	
			0 3 2 3	1.4	S	
		料薬火工品	0 4 2 8	1.1	G	EP 3 5
			0 4 2 9	1.2	G	
		0 4 3 0	1.3	G		
		0 4 3 1	1.4	G		
		0 4 3 2	1.4	S		
	工業用成形爆薬（雷管付きで ないもの）	0 0 5 9	1.1	D	EP 3 7	
		0 4 3 9	1.2	D		
		0 4 4 0	1.4	D		
		0 4 4 1	1.4	S		
	爆発加工装薬（雷管付きでな いもの）	0 4 4 2	1.1	D	EP 3 7	
		0 4 4 3	1.2	D		
		0 4 4 4	1.4	D		
		0 4 4 5	1.4	S		
	V字形成形爆薬（柔軟で線状 のもの）	0 2 8 8	1.1	D	EP 3 8	
		0 2 3 7	1.4	D		
	導爆線（柔軟性のもの）	0 0 6 5	1.1	D	EP 3 9	
	点火コード	0 0 6 6	1.4	G	EP 4 0	

速火線	0 1 0 1	1.3	G	EP 4 0
導火線点火管（金属被覆したもの）	0 1 0 3	1.4	G	EP 4 0
点火管	0 1 2 1	1.1	G	EP 4 2
	0 3 1 4	1.2	G	
	0 3 1 5	1.3	G	
	0 3 2 5	1.4	G	
	0 4 5 4	1.4	S	
導火線点火具	0 1 3 1	1.4	S	EP 4 2
油井ジェットせん孔器（雷管付きでないもの）	0 1 2 4	1.1	D	EP 0 1
	0 4 9 4	1.4	D	
砲用完成弾（さく薬付きのもの）	0 0 0 6	1.1	E	EP 3 0
	0 0 0 5	1.1	F	
	0 3 2 1	1.2	E	
	0 0 0 7	1.2	F	
	0 4 1 2	1.4	E	
	0 3 4 8	1.4	F	
焼い弾（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。）	0 0 0 9	1.2	G	EP 3 0
	0 0 1 0	1.3	G	
	0 3 0 0	1.4	G	
発煙弾（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。）	0 0 1 5	1.2	G	EP 3 0
	0 0 1 6	1.3	G	
	0 3 0 3	1.4	G	
催涙弾（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの）	0 0 1 8	1.2	G	EP 3 0
	0 0 1 9	1.3	G	
	0 3 0 1	1.4	G	
爆弾（さく薬付きのもの）	0 0 3 4	1.1	D	EP 3 0
	0 0 3 3	1.1	F	
	0 0 3 5	1.2	D	
	0 2 9 1	1.2	F	
閃光爆弾	0 0 3 8	1.1	D	EP 3 0
	0 0 3 7	1.1	F	
	0 0 3 9	1.2	G	
	0 2 9 9	1.3	G	
照明弾（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。）	0 1 7 1	1.2	G	EP 3 0
	0 2 5 4	1.3	G	
	0 2 9 7	1.4	G	
無火薬弾丸付き砲用完成弾	0 3 2 8	1.2	C	EP 3 0
試験弾	0 3 6 3	1.4	G	EP 3 0
無火薬弾丸付き砲用完成弾又は小火器用弾薬	0 4 1 7	1.3	C	EP 3 0
	0 3 3 9	1.4	C	
	0 0 1 2	1.4	S	
演習弾	0 4 8 8	1.3	G	EP 3 0
	0 3 6 2	1.4	G	
爆破装薬	0 0 4 8	1.1	D	EP 3 0
爆雷	0 0 5 6	1.1	D	EP 3 0
地雷又は機雷（さく薬付きのもの）	0 1 3 7	1.1	D	EP 3 0

もの)	0 1 3 6	1.1	F	
	0 1 3 8	1.2	D	
	0 2 9 4	1.2	F	
魚雷弾頭 (さく薬付きのもの)	0 2 2 1	1.1	D	EP 3 0
魚雷 (さく薬付きのもの)	0 4 5 1	1.1	D	EP 3 0
	0 3 2 9	1.1	E	
	0 3 3 0	1.1	F	
弾丸 (さく薬付きのもの)	0 1 6 8	1.1	D	EP 3 0
	0 1 6 7	1.1	F	
	0 1 6 9	1.2	D	
	0 3 2 4	1.2	F	
	0 3 4 4	1.4	D	
弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	0 3 4 6	1.2	D	EP 3 0
	0 4 2 6	1.2	F	
	0 4 3 4	1.2	G	
	0 3 4 7	1.4	D	
	0 4 2 7	1.4	F	
	0 4 3 5	1.4	G	
弾丸 (無さく薬で、えい光筒付きのもの)	0 4 2 4	1.3	G	EP 3 0
	0 4 2 5	1.4	G	
	0 3 4 5	1.4	S	
ロケット (さく薬付きのもの)	0 1 8 1	1.1	E	EP 3 0
	0 1 8 0	1.1	F	
	0 1 8 2	1.2	E	
	0 2 9 5	1.2	F	
ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	0 1 8 3	1.3	C	EP 3 0
ロケットモーター (固体燃料のもの)	0 2 8 0	1.1	C	EP 3 0
	0 2 8 1	1.2	C	
	0 1 8 6	1.3	C	
ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	0 2 8 6	1.1	D	EP 3 0
	0 3 6 9	1.1	F	
	0 2 8 7	1.2	D	
ロケット弾頭 (さく薬筒又は放出薬付きのもの)	0 3 7 0	1.4	D	EP 3 0
	0 3 7 1	1.4	F	
ロケット (放出薬付きのもの)	0 4 3 6	1.2	C	EP 3 0
	0 4 3 7	1.3	C	
	0 4 3 8	1.4	C	
黄リン焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	0 2 4 3	1.2	H	EP 3 0
	0 2 4 4	1.3	H	
黄リン発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	0 2 4 5	1.2	H	EP 3 0
	0 2 4 6	1.3	H	
砲用発射薬	0 2 7 9	1.1	C	EP 3 0
	0 4 1 4	1.2	C	
	0 2 4 2	1.3	C	
砲用空包	0 3 2 6	1.1	C	EP 3 0

	0 4 1 3	1.2	C	
砲用空包又は小火器用空包	0 3 2 7	1.3	C	EP 3 0
	0 3 3 8	1.4	C	
	0 0 1 4	1.4	S	
ブースター（雷管付きでないもの）	0 0 4 2	1.1	D	EP 3 2
	0 2 8 3	1.2	D	
補助さく薬	0 0 6 0	1.1	D	EP 3 2
さく薬筒	0 0 4 3	1.1	D	EP 3 3
起爆筒（弾薬用のもの）	0 0 7 3	1.1	B	EP 3 3
	0 3 6 4	1.2	B	
	0 3 6 5	1.4	B	
	0 3 6 6	1.4	S	
えい光筒（弾薬用のもの）	0 2 1 2	1.3	G	EP 3 3
	0 3 0 6	1.4	G	
雷管付きブースター	0 2 2 5	1.1	B	EP 3 3
	0 2 6 8	1.2	B	
水中発音信号具	0 3 7 4	1.1	D	EP 3 4
	0 2 9 6	1.1	F	
	0 3 7 5	1.2	D	
	0 2 0 4	1.2	F	
閃光筒	0 0 4 9	1.1	G	EP 3 5
	0 0 5 0	1.3	G	
拳銃信号弾	0 0 5 4	1.3	G	EP 3 5
	0 3 1 2	1.4	G	
	0 4 0 5	1.4	S	
発煙信号筒	0 1 9 6	1.1	G	EP 3 5
	0 3 1 3	1.2	G	
	0 4 8 7	1.3	G	
	0 1 9 7	1.4	G	
プライマー付き薬きょう	0 3 7 9	1.4	C	EP 3 6
	0 0 5 5	1.4	S	
焼尽薬きょう（プライマー付きでないもの）	0 4 4 7	1.3	C	EP 3 6
	0 4 4 6	1.4	C	
てき弾（さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾）	0 2 8 4	1.1	D	EP 4 1
	0 2 9 2	1.1	F	
	0 2 8 5	1.2	D	
	0 2 9 3	1.2	F	
演習用てき弾（手りゅう弾又は小銃てき弾）	0 3 7 2	1.2	G	EP 4 1
	0 3 1 8	1.3	G	
	0 4 5 2	1.4	G	
	0 1 1 0	1.4	S	
発射薬又は推進薬	0 2 7 1	1.1	C	EP 4 3
	0 4 1 5	1.2	C	
	0 2 7 2	1.3	C	
	0 4 9 1	1.4	C	
水中発火装置（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの）	0 2 4 8	1.2	L	EP 4 4
	0 2 4 9	1.3	L	

毒ガス弾（さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの）	0020	1.2	K	EPO1
	0021	1.3	K	
焼い弾（液状又はゲル状） （さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの）	0247	1.3	J	EPO1
自然性物品	0380	1.2	L	EPO1
ロケットモーター（液体燃料のもの）	0395	1.2	J	EPO1
	0322	1.2	L	
	0396	1.3	J	
	0250	1.3	L	
ロケット（液体燃料のもの） （さく薬付きのもの）	0397	1.1	J	EPO1
	0398	1.2	J	
可燃性液体入り爆弾（さく薬付きのもの）	0399	1.1	J	EPO1
	0400	1.2	J	
魚雷（液体燃料付きのもの） （さく薬付きのものを含む。）	0449	1.1	J	EPO1
魚雷（液体燃料付きのもの） （無火薬弾頭付きのもの）	0450	1.3	J	EPO1
火薬系列構成品（他に品名が明示されているものを除く。）	0461	1.1	B	EPO1
	0382	1.2	B	
	0383	1.4	B	
	0384	1.4	S	
その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	0462	1.1	C	EPO1
	0463	1.1	D	
	0464	1.1	E	
	0465	1.1	F	
	0354	1.1	L	
	0466	1.2	C	
	0467	1.2	D	
	0468	1.2	E	
	0469	1.2	F	
	0355	1.2	L	
	0470	1.3	C	
	0356	1.3	L	
	0350	1.4	B	
	0351	1.4	C	
	0352	1.4	D	
	0471	1.4	E	
	0472	1.4	F	
	0353	1.4	G	
	0349	1.4	S	
	その他の火工品（極度に鈍感なもの） [EEI]	0486	1.6	

備考 1 別表中同一の品名の欄において、複数の国連番号、危険区分及び隔離区分が掲げられている場合は、国連番号、危険区分及び隔離区分は、それぞれ次によるものとする。

(1) 国連番号は、それぞれ(2)及び(3)により定められる危険区分又は隔離区分に対応する。

(2) 危険区分並びに隔離区分のうちN及びSは、日本産業規格K4828-1(1998)、日本産業規格K4828-2(2003)又は日本産業規格K4828-3(1998)に規定される試験方法により判定する。

(3) 隔離区分(N及びSを除く。)は、次の表に定めるところにより判定する。

隔離区分	火薬類の分類
A	起爆薬
B	起爆薬を内蔵する火工品又は雷管、起爆装置、火管雷管その他の点火若しくは起爆のために用いられる火工品であって二以上の安全装置を有しないもの
C	火薬(黒色火薬を除く。以下この項において同じ。)又は火薬を内蔵する火工品
D	黒色火薬、起爆薬以外の爆薬、黒色火薬若しくは起爆薬以外の爆薬を内蔵し、かつ、発射薬若しくは推進薬を内蔵しない火工品であって点火装置若しくは起爆装置を有しないもの又は起爆薬を内蔵する火工品であって二以上の安全装置を有するもの
E	起爆薬以外の爆薬及び発射薬又は推進薬を内蔵する火工品(引火性の液体若しくはゲル又は自然点火性液体を内蔵するものを除く。)
F	起爆薬以外の爆薬を内蔵する火工品であって点火装置又は起爆装置を有するもの
G	火工物質、火工物質を内蔵する火工品又は火薬若しくは爆薬及び照明剤、焼夷剤、催涙剤若しくは発煙剤を内蔵する火工品(水作動物品、黄リン、リン化物、自然発火性物質、引火性の液体若しくはゲル又は自然点火性液体を内蔵するものを除く。)
H	黄リンを内蔵する火工品
J	引火性の液体又はゲルを内蔵する火工品
K	毒性物質を内蔵する火工品
L	水により作動し、又は自然点火性液体、リン化物若しくは自然発火性物質を内蔵することにより特に危険性が高い火薬類であって相互に隔離することが必要なもの

備考 2 別表中容器包装方法の欄に掲げる記号については、次の表に定めるところによる。

EP01	内装	中間包装	外装
	備考		
	<p>1. 国連番号0190は、試験、分類、研究開発、品質管理又は商業用のサンプルのための火薬類を収納する場合に適用する。 この場合にあつては、湿性化又は鈍性化していない火薬類は10kg、湿性化又は鈍性化した火薬類は25kg以下であること。</p> <p>2. 運搬その他の通常の取扱いにおいて危険がない場合にあつては、他に品名が明示されているものであつても国連番号0349から0359まで、0382から0384まで、0461から0482まで及び0485として取り扱うことができる。</p>		
EP10	内装	中間包装	外装
(a)	袋 プラスチック 織布(プラスチックで内張り又はコーティングされているもの) ゴム ゴム引き織布 織布	袋 プラスチック 織布(プラスチックで内張り又はコーティングされているもの) ゴム ゴム引き織布 容器 プラスチック 金属	1A2 1H2
	備考		
	<p>1. 中間包装は、不凍溶液入りの水又は湿った緩衝材で満たすこと。</p> <p>2. 外装は、不凍溶液入りの水又は湿った緩衝材で満たし、かつ、溶液が蒸発するのを防ぐための措置を講じること。</p>		

EP 1 0 (b)	内装	中間包装	外装
	容器 金属 木製 ゴム (伝導性のもの) プラスチック (伝導性のもの) 袋 ゴム (伝導性のもの) プラスチック (伝導性のもの)	分割仕切り 金属 木製 プラスチック ファイバ板	4 C 2 4 D 4 F
備考 国連番号 0 0 7 4、0 1 1 4、0 1 2 9、0 1 3 0、0 1 3 5 の場合には、 1) 1 の内装には、乾燥質量で 5 0 g を超える火薬類を収納しないこと。 2) 1 の分割仕切り区画には、2 以上の内装を収納しないこと。 3) 1 の外装の分割仕切り区画は、2 5 までとすること。			
EP 1 1	内装	中間包装	外装
	袋 紙 (防水性のもの) プラスチック ゴム引き織布 シート プラスチック ゴム引き織布	—	1 A 2 1 B 2 1 D 1 G 1 H 2 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 1 4 H 2
備考 1. 国連番号 0 1 5 9 の外装に金属製又はプラスチック製のドラムを用いる場合には、内装は必要としない。 2. 水溶性物質を収納する容器包装は、防水性を有するものであること。 3. 湿性化又は鈍性化した火薬類を収納する容器包装は、濃度の変化を防止するための措置を講じること。			
EP 1 2 (a)	内装	中間包装	外装
	袋 紙 (多層で防水性のもの) プラスチック 織布 ゴム引き織布 樹脂クロス 容器 金属 プラスチック	袋 プラスチック 織布 (プラスチックで内張り又はコーティングされているもの) 容器 金属 プラスチック	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 1 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
備考 1. 本表は、湿性固体の火薬類を収納する場合に適用する。 2. 外装に不漏性のドラムを用いる場合には、中間包装は必要としない。			

3. 国連番号0072及び0226の場合には、中間包装は必要としない。
 4. 国連番号0004、0154、0219及び0394の容器包装には、鉛を含んだものを用いないこと。

EP 1 2	内装	中間包装	外装
(b)	袋 クラフト紙 紙（多層で防水性のもの） プラスチック 織布 ゴム引き織布 樹脂クロス	袋 プラスチック 織布（プラスチックで内張り又はコーティングされているもの）	5 H 2 5 H 3 5 H 4 5 L 2 5 L 3 5 M 2 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 1 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
備考 1. 本表は、粉体以外の乾性固体の火薬類を収納する場合に適用する。 2. 国連番号0150以外の場合には、中間包装は必要としない。 3. 国連番号0411の火薬類は、乾性のものと比べ鈍感なものであること。 4. 国連番号0004、0154、0216、0219及び0386の容器包装には、鉛を含んだものを用いないこと。			
EP 1 2	内装	中間包装	外装
(c)	袋 紙（多層で防水性のもの） プラスチック 樹脂クロス 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製	袋 紙（内張り付き、多層で防水性のもの） プラスチック 容器 金属 プラスチック	4 A 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G
備考 1. 本表は、粉体の乾性固体の火薬類を収納する場合に適用する。 2. 外装に不漏性のドラムを用いる場合には、中間包装は必要としない。 3. 容器包装は、粉末不漏性を有するものであること。 4. 国連番号0411の火薬類は、乾性のものと比べ鈍感なものであること。 5. 国連番号0004、0154、0216、0219及び0386の容器包装には、鉛を含んだものを用いないこと。			
EP 1 3	内装	中間包装	外装
	袋 紙 プラスチック ゴム引き織布袋	—	4 A 4 C 1 4 C 2 4 D

	容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 シート クラフト紙 ワックス引き紙		4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G
	備考 1. 国連番号0027の外装にドラムを用いる場合には、内装は必要としない。ただし、金属製のドラムを用いる場合であって、火薬類と直接接触するときには、ドラムに内張り又はコーティングを施すこと。 2. 容器包装は、粉末不漏性を有するものであること。 3. 国連番号0028以外の場合には、内装としてシートを用いないこと。 4. 国連番号0094及び0305の場合には、1の内装に50gを超える火薬類を収納しないこと。		
EP 1 4 (b)	内装 袋 クラフト紙 プラスチック 織布（粉末不漏性のもの） 樹脂クロス（粉末不漏性のもの） 容器 ファイバ板 金属 紙 プラスチック 樹脂クロス（粉末不漏性のもの）	中間包装 —	外装 4 C 1 4 D 4 F 4 G 1 A 2 1 B 2 1 D 1 G 1 H 2
	備考 1. 国連番号0160及び0161の外装にドラムを用いる場合には、内装は必要としない。ただし、金属製ドラムを用いる場合には、内圧の上昇による爆発の危険を防止する構造のものであり、火薬類と直接接触する場合にあつては、ドラムに内張り又はコーティングを施すこと。 2. 国連番号0132の容器包装には、鉛を含んだものを用いないこと。		
EP 1 5	内装 容器 金属 プラスチック	中間包装 袋 プラスチック ドラム 金属	外装 4 C 1 4 D 4 F 4 G 1 A 2 1 B 2 1 D 1 G
	備考 1. 国連番号0144以外の場合には、内装として金属容器を用いないこと。 2. 国連番号0075、0143、0495及び0497の外装に箱を用いる場合には、中間包装として袋を用いること。この場合、1の内装の体積は5リットル以下とし、その閉鎖具にはねじを用い、その周りを内容物を吸収するのに十分な量の不燃性の緩衝吸収材で囲み、当該内装が金属容器の場合にあつては相互に擦れ合わないような措置を講じること。		

	<p>3. 国連番号0075、0143、0495及び0497の外装にドラムを用いる場合には、中間包装としてドラムを用いること。この場合、中間包装の周りを内容物を吸収するのに十分な量の不燃性の緩衝吸収材で囲むこと。なお、内装及び中間包装の代わりに、外装用鋼製ドラム付きプラスチック容器（6HA1）又は外装用アルミニウムドラム付きプラスチック容器（6HB1）を用いることができる。</p> <p>4. 国連番号0144の場合には、中間包装は必要としない。</p> <p>5. 国連番号0144以外の場合には、外装としてファイバ板箱を用いないこと。</p> <p>6. 国連番号0144の場合には、外装として天板取り外し式アルミニウムドラムは用いないこと。</p>		
EP16	内装	中間包装	外装
	袋 紙（防水性及び防油性のもの） プラスチック 織布（プラスチックで内張り又はコーティングされているもの） 樹脂クロス（粉末不漏性のもの） 容器 ファイバ板（防水性のもの） 金属 プラスチック 木製（粉末不漏性のもの） シート 防水性紙 ワックス引き紙 プラスチック	—	5H1 5H2 5H3 5M2 5H4 5L2 5L3 4A 4B 4C1 4D 4F 4G 4H2 1A2 1B2 1G 1H2 3A2 3H2
	備考 1. 国連番号0082、0241、0331及び0332の外装に不漏性のドラムを用いる場合には、内装は必要としない。 2. 国連番号0082、0084、0241、0331及び0332の外装に液体を通さない材質を用いる場合には、内装は必要としない。 3. 国連番号0081の外装に硝酸エステルを通さない硬質プラスチックを用いる場合には、内装は必要としない。 4. 国連番号0331の外装に粉末不漏性若しくは防水性の樹脂クロス又はプラスチックフィルムの袋を用いる場合には、内装は必要としない。 5. 国連番号0081、0083及び0084の場合には、外装として粉末不漏性又は防水性の樹脂クロスの袋を用いないこと。 6. 国連番号0081の場合には、外装として袋を用いないこと。 7. 国連番号0083の火薬類のうち、塩素酸塩を含有するものについては、硝酸アンモニウムその他のアンモニウム塩を含有する火薬類から分離すること。		
EP17	内装	中間包装	外装
	—	—	13H2 13H3 13H4 13L2 13L3

			1 3 L 4
			1 3 M 2
	備考 本表は、硝安油剤爆薬を収納する場合に適用する。		
EP 3 0	内装	中間包装	外装
	—	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 1 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
	備考 1. 大型で強力な火工品で信管のないもの又は2以上の安全装置を有する火工品は、容器包装を必要としない。なお、発射薬を有する場合又は自ら推進する場合にあっては、点火装置を防護する措置を施すこと。 2. 国連番号0457、0458、0459及び0460の外装に金属製の容器を用いる場合であって、火薬類と直接接触するときには、容器に内張り又はコーティングを施すこと。 3. 運搬その他の取扱いにおいて危険がない場合にあっては、容器包装は必要としない。		
EP 3 1	内装	中間包装	外装
	袋 紙 プラスチック 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 リール	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
	備考 国連番号0029、0267及び0455の場合には、内装として袋又はリールを用いないこと。		
EP 3 2 (a)	内装	中間包装	外装
	—	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2
EP 3 2 (b)	内装	中間包装	外装
	容器 ファイバ板	—	4 A 4 B

	金属 プラスチック シート 紙 プラスチック		4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2
	備考 内装に金属容器又は外装に金属製の箱を用いる場合であって、火薬類と直接接触する ときには、その内装又は外装に内張り又はコーティングを施すこと。		
EP 3 3	内装 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 トレイ（仕切り付きのもの） ファイバ板 プラスチック 木製	中間包装 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製	外装 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2
	備考 1. 国連番号 0 0 4 3、0 2 1 2、0 2 2 5、0 2 6 8 及び 0 3 0 6 の場合には、内装と してトレイを用いないこと。 2. 内装がトレイ以外の場合には、中間包装は必要としない。		
EP 3 4	内装 袋 防水性 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 シート ファイバ板（コルゲート） チューブ ファイバ板	中間包装 —	外装 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2
EP 3 5	内装 袋 紙 プラスチック 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 シート 紙 プラスチック	中間包装 —	外装 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 1 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
EP 3 6	内装 袋 プラスチック	中間包装 —	外装 4 A 4 B

	織布 箱 ファイバ板 プラスチック 木製 外装内の分割仕切り		4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
EP 3 7	内装	中間包装	外装
	袋 プラスチック 箱 ファイバ板 チューブ ファイバ板 金属 プラスチック 外装内の分割仕切り	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G
	備考 国連番号0059、0439、0440又は0441の場合であって、成形爆薬を一つずつ収納するときには、円すい形の空洞を下面とし、容器包装の上面に「この面が上」と表示すること。また、成形爆薬を対で収納するときには、円すい形の空洞を内側に面するようにすること。		
EP 3 8	内装	中間包装	外装
	袋 プラスチック	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2
	備考 1. 火薬類の端が密封されている場合には、内装は必要としない。 2. 外装に金属製の容器を用いる場合であって、火薬類と直接接触するときには、容器に内張り又はコーティングを施すこと。		
EP 3 9	内装	中間包装	外装
	袋 プラスチック 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 リール シート 紙 プラスチック	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 D 1 G

			1 H 2
	備考 1. 導爆線の端は、プラグで密封する等の火薬類が漏れないような措置を施すこと。 2. 国連番号0065及び0289の火薬類であってコイル巻きのものには、内装は必要としない。		
EP 4 0	内装	中間包装	外装
	袋 プラスチック リール シート クラフト紙 プラスチック	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G
	備考 1. 国連番号0105の火薬類の端が密封されている場合には、内装は必要としない。また、外装に金属製の容器を用いる場合であって、火薬類と直接接触するときには、容器に内張り又はコーティングを施すこと。 2. 国連番号0101の容器包装は、不漏性を有するものであること。ただし、ヒューズが紙により覆われ、かつ、チューブの両端がキャップで覆われている場合にあつては、この限りでない。 3. 国連番号0101の場合には、外装として金属製の箱又はドラムを用いないこと。		
EP 4 1	内装	中間包装	外装
	容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 トレイ（仕切り付きのもの） プラスチック 木製 外装容器内の分割仕切り	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
EP 4 2	内装	中間包装	外装
	袋 紙 プラスチック 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 木製 シート 紙 トレイ（仕切り付きのもの） プラスチック	—	4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 G 1 H 2
EP 4 3	内装	中間包装	外装

	袋 クラフト紙 プラスチック 織布 ゴム引き織布 容器 ファイバ板 金属 プラスチック トレイ（仕切り付きのもの） プラスチック 木製		4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 G 4 H 2 1 A 2 1 B 2 1 D 1 G 1 H 2
	備考 1. 内装及び外装の代わりに、外装用硬質プラスチック箱付きプラスチック容器（6HH 2）を用いることができる。 2. 金属製の容器を用いる場合には、内部圧力の上昇による爆発の危険を防止するように組み立てたものであること。		
EP 4 4	内装 容器 ファイバ板 金属 プラスチック 外装容器の分割仕切り	中間包装	外装 4 A 4 B 4 C 1 4 D 4 F 4 H 1
	備考 1. 容器包装は、防水性を有するものであること。 2. 水の侵入を防止する2以上の独立した保護装置が備えられている場合には、容器包装は必要としない。		

備考 3 備考2の表中外装の欄に掲げる記号については、次の表に定めるところによる。

種類	材質	細分類	記号
ドラム	鋼	天板取外し式のもの	1 A 2
	アルミニウム	天板取外し式のもの	1 B 2
	合板	—————	1 D
	ファイバ板	—————	1 G
	プラスチック	天板取外し式のもの	1 H 2
ジェリカン	鋼	天板取外し式のもの	3 A 2
	プラスチック	天板取外し式のもの	3 H 2
箱	鋼	—————	4 A
	アルミニウム	—————	4 B
	天然木材	普通型	4 C 1
		粉末不漏型	4 C 2
	合板	—————	4 D
	再生木材	—————	4 F
	ファイバ板	—————	4 G
	プラスチック	発泡プラスチック	4 H 1
硬質プラスチック		4 H 2	
袋	樹脂クロス	内張り付きでないもの	5 H 1
		粉末不漏性のもの	5 H 2

		防水性のもの	5H3
	プラスチックフィルム	—————	5H4
	織布	粉末不滲性のもの	5L2
		防水性のもの	5L3
	紙	多層で防水性のもの	5M2
複合容器	プラスチック製内容器のもの	外装用鋼製ドラム付き	6HA1
		外装用アルミニウムドラム付き	6HB1
		外装用硬質プラスチック箱付き	6HH2
フレキシブル 中型容器	樹脂クロス	コーティングされたもの	13H2
		ライナー付きのもの	13H3
		コーティングされ、かつ、ライナー付きのもの	13H4
	織布	コーティングされたもの	13L2
		ライナー付きのもの	13L3
		コーティングされ、かつ、ライナー付きのもの	13L4
	紙	多層で防水性のもの	13M2

様式（第9条関係）

〔図〕 略